

法定相続情報証明制度のご案内 ～旭川地方法務局からのお知らせ～

相続手続では、お亡くなりになられた方の戸籍書類一式を、相続手続を取り扱う各種窓口へ何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、法務局に「戸籍書類一式」と「相続関係を一覧にした図（法定相続情報一覧図）」を一緒に提出することで、内容を確認したうえで、法定相続人が誰であるのかを、提出された一覧図の写しに登記官が証明して無料で交付します。法定相続情報一覧図を利用することで、お亡くなりになられた方の相続登記、預金の払戻し、相続税の申告、各種年金手続などを行うときに必要とされる戸籍書類一式の提出が省略できます。

ご検討される方は旭川地方法務局登記部門まで、お気軽にお問い合わせください。

■手続きの詳細

法務省ホームページ

【<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001331397.pdf>】

【<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001331399.pdf>】

※ホームページにもリンクを貼ってあります。

◎問い合わせ先

旭川地方法務局登記部門

☎ 0166-38-1146（直通）

※受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで（年末年始・祝日を除く）

飲酒運転の根絶について

■飲酒運転は悪質な犯罪です。

お酒を飲むとわずかな量でも運転に大きな影響を及ぼし、重大事故を起こす可能性が高くなります。二日酔いで運転も「飲酒運転」です。深酒した後の運転や身体にアルコールが残っている場合は、運転は絶対にやめましょう。

■飲酒運転は、運転者以外にも処罰の対象になります。

車を運転するおそれのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗した場合は、飲酒運転と同様に処罰の対象になります。

■「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止しましょう。

仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けましょう。

■飲酒運転情報の提供を

北海道警察では、悪質な飲酒運転を根絶する目的で、「飲酒運転ゼロボックス」を運用しています。「今まさに、飲酒運転をしそう！している！」等の情報をメールで受付しています。

緊急の場合またはすぐに対応が必要な場合は110番通報してください。

◎問い合わせ先

留萌警察署 ☎ 0164-42-0110



ゆったりかんバス送迎運行表

12月の無料送迎バス運行日は
1日・8日・22日[水曜日]

鬼鹿方面

停留所	時刻
鬼鹿小学校前	9:55
鬼鹿郵便局前	9:58
ローソン鬼鹿前	10:00
第1広富バス停	10:05
ゆったりかん着	10:20

臼谷・小平方面

停留所	時刻
臼谷寿の家前	10:35
小平町商工会前	10:38
吉田宅前	10:40
小平小学校前	10:42
ゆったりかん着	10:45

本郷・平和・寧楽・達布方面

停留所	時刻	停留所	時刻
※達布活性化センター前	11:10	旧本郷小学校前	11:30
旧寧楽小学校前	11:20	小平新興団地入口	11:35
平和共栄橋前	11:25	除雪センター前	11:36
富里ライスセンター前	11:26	ゆったりかん着	11:40

鬼鹿・臼谷・小平方面お帰り時刻 14:30

本郷・平和・寧楽・達布方面お帰り時刻 15:30

※達布活性化センター前は予約制といたします。達布支所(☎58-1111)又はゆったりかんフロント(☎56-9111)に運行日の午前9時までにお電話いただいた場合のみ送迎いたします。